

2023 年度『合格講座講義録』に対する「出題の状況」の加筆につきまして

2022 年 12 月 23 日

LEC 行政書士講座をご受講いただきましてありがとうございます。

2023 年度行政書士試験向け講座の使用教材としてご提供している『合格講座講義録』の**憲法・基礎法学**、**民法Ⅰ**（総則・物権）、**民法Ⅱ**（債権・家族法）、**行政法Ⅰ**（総論・手続法）は、2022 年 11 月 13 日に実施された **2022 年度本試験** よりも前に制作したものです。

そこで、**2022 年度本試験** の「**出題の状況**」につきまして、下記のように加筆をお願いします。

GU23001 『2023 行政書士試験 合格講座講義録【憲法・基礎法学】』

(p. 62) 「1. 幸福追求権」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	○	○	○					○	○

(p. 75) **関連知識を CHECK!**、上から 8 行目

作家 Y が、出版社 Z が発行する雑誌に、X をモデルとした小説『石に泳ぐ魚』⇒ 2022-3-3

(p. 121) 「4. 表現の自由」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○		○	○			○	○	○	○

(p. 129) **事案**、上から 1 行目

新聞記者 X は、沖縄返還交渉に関し日米間の密約の存在を裏付ける秘密 ⇒ 2022-3-4

(p. 131) **コメント**、下から 4 行目

また、レペタ訴訟では、① 82 条 1 項は、法廷で傍聴人がメモを取ることを権利 ⇒ 2022-7-4

(p. 153) 「2. 職業選択の自由」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	○								○

(p. 160) **MEMO**、上から 4 行目

義務付けている。要指導医薬品の対面販売を義務付ける規定が憲法 22 条 1 項に反しないか ⇒ 2022-4

(p.172) 「2. 適正手続の保障」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
		○		○		○	○		○

(p.174) **判旨**、上から10行目

(3) かかる没収の言渡を受けた被告人は、たとえ第三者の所有物に関する場合 ⇒ 2022-5-1

(p.177) 「3. 刑事手続上の諸権利」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
								○	○

(p.180) **関連知識をCHECK!**、下から13行目

さらに個々の刑事事件について、現実はその保障に明らかに反し、審理の著しい ⇒ 2022-5-3

(p.182) **関連知識をCHECK!**、上から6行目

と解」されるべきところ、この「規定による保障は、純然たる刑事手続に ⇒ 2022-5-4

(p.230) 「5. 国会の権能」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○									○

(p.230) **【国会の権能】**(表)

条約の承認 ⇒ 2022-6-1
(73条3号)

(p.238) 「2. 内閣の組織と権能」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	○			○	○	○	○		○

(p.242) 「(a) 一般行政事務に関する権能」(表)

③ 条約を締結する(3号) ⇒ 2022-6-1

(p.244) **【内閣の総辞職が必要な場合】**(表)

② 内閣総理大臣が欠けたとき(70条) ⇒ 2022-6-4

(p.244) 「5 内閣の総辞職」、本文、下から2行目

もつとも、内閣は、総辞職した後も、新たに内閣総理大臣が任命されるまで ⇒ 2022-6-4

(p. 246) 「1. 司法権」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○	○	○	○	○		○	○	○	○

(p. 259) **コメント**、上から 1 行目

最高裁は、(i)出席停止の懲戒の取消しを求める訴えの『法律上の争訟』の要件 ⇒ 2022-41

(p. 272) 「5. 裁判の公開」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○									○

(p. 273) **MEMO**、上から 4 行目

「裁判官に対する懲戒は、裁判所が裁判という形式をもってすることとされているが、⇒ 2022-7-5

(p. 273) **関連知識を CHECK!**、下から 5 行目

ないことはもとより、傍聴人に対して法廷においてメモを取ることを権利 ⇒ 2022-7-4

(p. 280) 「2. 財政監督の方式」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
		○		○					○

(p. 282) 「2 予備費」、本文、上から 1 行目

予見しがたい予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を ⇒ 2022-6-5

(p. 300) 「3. 法源」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
			○	○	○	○		○	○

(p. 303) **関連知識を CHECK!**、上から 2 行目

犯罪とは、人の行為であって、① 構成要件 (= 法律により犯罪として決め ⇒ 2022-2-ウ

GU23002 『2023 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅰ 総則・物権】』

(p. 40) 「3. 虚偽表示」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
		○			○				○

(p. 42) 【94条2項の「第三者」】(表)

目的物に対する差押債権者 (最判昭48. 6. 28)

⇒ 2022-27-4

仮装譲受人の不動産につき抵当権の設定を受けた者 (大判昭6. 10. 24)

⇒ 2022-27-3

土地の仮装譲受人が土地上に建物を建築し賃貸した場合の建物賃借人 (最判昭

⇒ 2022-27-1

(p. 42) **関連知識を CHECK !**、上から2行目

(1) Bが、AB間の虚偽表示につき悪意のCに甲土地を売却し、さらに、⇒ 2022-27-2

(p. 65) 「5. 無権代理 (狭義)」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○			○		○	○			○

(p. 71) 「(3) 本人が無権代理人を相続した場合」、本文、下から5行目

本人が無権代理人を相続した場合において、判例は、「相続人たる本人 ⇒ 2022-45

(p. 135) 「3. 動産物権変動」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○		○				○	○		○

(p. 135) 【「引渡し」の4つの態様】(表)

指図による占有移転 (184条) ⇒ 2022-28-5

(p. 139) 「(d) 要件④: 取得者が、平穩、公然、善意・無過失であること」、本文、上から4行目

判例は、占有者からの譲受人である占有取得者の「無過失」も188条によつ ⇒ 2022-28-1

(p. 143) 「1. 占有権の意義」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
		○							○

(p. 144) **関連知識を CHECK !**、上から8行目

を開始した事実)、または ② 他主占有事情 (占有者が占有中、真の所有者であ ⇒ 2022-28-2

(p.146)「3. 占有権の効力」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
				○					○

(p.146)「2 果実収集権」

善意の占有者	⇒ <u>2022-28-3</u>
--------	--------------------

(p.147)【占有訴権】(表)

占有回収の訴え	⇒ <u>2022-28-4</u>
---------	--------------------

(p.188)「5. 抵当権」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○	○		○	○	○	○	○	○	○

(p.208)【根抵当権の内容の変更】(表)

被担保債権の内容の変更	⇒ <u>2022-29-2</u>
債務者の変更	

(p.208)「(3) 被担保債権の譲渡(元本確定前)」, 本文、下から2行目

したがって、元本確定前に根抵当権者から債権を譲り受けた者は、その ⇒ 2022-29-5

(p.209)「(5) 元本の確定」、本文、上から10行目

息や遅滞損害金などは、2年分の制限(375条)がないため、元本確定後に ⇒ 2022-29-4

(p.209)【極度額減額請求・根抵当権消滅請求】(表)

極度額減額請求権	⇒ <u>2022-29-3</u>
----------	--------------------

GU23003 『2023 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅱ 債権・家族法】』

(p.214)「1. 債権の意義」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
									○

(p.222)「(b) 元本債権と利息債権」、本文、上から3行目

利息を支払うことに合意をしたが、利率(利息の割合)を定めなかったとき ⇒ 2022-33-1・2

(p. 226) 「2. 債務不履行による損害賠償」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
		○	○					○	○

(p. 228) 【履行期と履行遅滞】(表)

不確定期限 期限の到来した後に履行の請求 ⇒ 2022-30-1

期限を定めなかった場合 ・不法行為に基づく損害賠償債権は、 ⇒ 2022-33-4

(p. 229) MEMO (2つ目)、上から3行目

能になった場合(後発的不能)だけでなく、契約締結時すでに履行が不能であった場合(原 ⇒ 2022-30-2

(p. 233) 「(1) 債務の履行に補助者(履行補助者)を用いた場合」、本文、上から4行目
不履行責任を免れる理由にはならない。そこで、債務の履行に補助者を ⇒ 2022-30-3

(p. 239) 関連知識を CHECK!、上から12行目

償が一時金でされる場合、中間利息が控除される。その際、将来におい ⇒ 2022-33-5

(p. 240) 【金銭債務の特則】(表)

I 金銭債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任 ⇒ 2022-33-3

(p. 241) 「3. 責任財産の保全」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○	○		○					○	○

(p. 248) 関連知識を CHECK!、上から2行目

AがBから甲土地(B所有)を賃借しているが、Cが無権原で甲土地上に ⇒ 2022-46

(p. 302) 「1. 弁済」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○	○	○			○				○

(p. 307) 【受領遅滞の効果】(表)

⑤ 受領遅滞中に生じた両当事者の責めに帰することができない履行不能 ⇒ 2022-30-5

(p. 343) 「4. 契約の効力」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○		○				○	○	○	○

(p. 347) 「(1) 両当事者に帰責事由のない履行不能」、本文、上から1行目

双務契約において、当事者双方の責めに帰することができない事由に ⇒ 2022-30-4

(p. 348) **MEMO** (2つ目)、上から1行目

受領遅滞が生じた後に、債務者の責めに帰することのできない事由に ⇒ 2022-30-5

(p. 351) 「5. 契約の解除」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○		○							○

(p. 353) 「(d) 相当の期間経過時における債務不履行が軽微でないこと」、本文、上から1行目

相当の期間を経過した時における債務不履行がその契約および取引上の ⇒ 2022-31-5

(p. 354) 【全部解除ができる場合 (542条1項各号)】 (表)

①	債務の全部の履行が不能であるとき (542条1項1号)。	⇒ <u>2022-31-2</u>
②	債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したと	⇒ <u>2022-31-1</u>

(p. 378) 「3. 賃貸借」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○				○	○	○	○		○

(p. 386) 「(b) 賃貸人たる地位の留保」、本文、上から1行目

もつとも、不動産の譲渡人および譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人 ⇒ 2022-32-3

(p. 387) 「(2) 合意による賃貸人たる地位の移転」、本文、上から1行目

不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の ⇒ 2022-32-1

(p. 387) 「(3) 賃貸人たる地位の移転を賃借人に対抗するための要件」、本文、上から1行目

賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権の移転 ⇒ 2022-32-2

(p. 388) 「(4) 賃貸人たる地位の移転と費用償還債務・敷金返還債務」、本文、上から5行目

賃貸人たる地位が譲受人またはその承継人に移転したときは、実際に敷金 ⇒ 2022-32-5

(p. 389) 「(1) 承諾ある賃借権の譲渡・賃借物の転貸」、本文、上から3行目

法律関係である。そこで、賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、賃借権 ⇒ 2022-32-4

(p. 441) 「3. 不法行為 (一般的不法行為)」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	○	○		○				○	○

(p. 444) **関連知識を CHECK!**、上から 5 行目

他人の不法行為に対し、自己または第三者の権利または法律上保護される ⇒ 2022-34-3

(p. 444) **関連知識を CHECK!**、上から 9 行目

もともと、正当防衛が成立する場合でも、被害者から不法行為をした者 ⇒ 2022-34-5

(p. 444) **関連知識を CHECK!**、上から 14 行目

他人の物より生じた急迫の危難を避けるためにその物を損傷した場合は、⇒ 2022-34-4

(p. 445) 「(5) 責任能力 (要件⑤)」、本文、上から 6 行目

民法は、責任能力を欠く者として、① 自己の行為の責任を弁識するに ⇒ 2022-34-1

(p. 445) **MEMO**、上から 1 行目

「故意又は過失によって一時的に」自己の行為の責任を弁識する能力 ⇒ 2022-34-2

(p. 446) 「(2) 損害賠償請求権の主体」、本文、下から 4 行目

② 被害者自身の精神的損害についての慰謝料請求権は、被害者の生前の意思 ⇒ 2022-35-2

(p. 501) 「3. 相続の効力」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
								○	○

(p. 502) 「(2) 当然に分割される財産にあたらないもの」、本文、下から 3 行目

共同相続された普通預金債権、通常貯金債権および定期貯金債権は、⇒ 2022-35-3

(p. 509) 「(1) 遺産分割の対象となる財産」、本文、上から 2 行目

例えば、遺産分割前に遺産に属する財産が共同相続人の 1 人により処分 ⇒ 2022-35-4

(p. 509) 「(2) 遺産分割の手続」、本文、上から 1 行目

共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合 (908 条 1 項) または共同 ⇒ 2022-35-5

GU23004 『2023 行政書士試験 合格講座講義録【行政法Ⅰ 総論・手続法】』

(p.15) 「5. 行政組織法」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○		○	○			○			○

(p.18) 「(2) 行政各部」、本文、上から1行目

内閣の統轄下にある国の行政機関のうち、内閣府およびデジタル庁以外に ⇒ 2022-25-ア

(p.18) 「(2) 行政各部」、本文、上から3行目

国家行政組織法3条2項は、国の行政機関として省・委員会・庁の3種類 ⇒ 2022-25-イ

(p.19) 【省と外局の位置づけ】(表)

省	・省の長は大臣である。各省大臣は、主任の大臣として、それぞれ行政事務	⇒ <u>2022-25-エ</u>
---	------------------------------------	--------------------

(p.103) 「2. 行政罰」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○	○		○			○		○	○

(p.105) 「2 秩序罰」、本文、上から1行目

秩序罰とは、行政上の秩序に障害を与える危険がある義務違反に対して ⇒ 2022-22-1

(p.105) 「2 秩序罰」、本文、下から4行目

地方公共団体の条例・規則違反に対して科される過料は、地方公共団体の長 ⇒ 2022-22-1

(p.108) 「3. 行政調査」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	○								○

(p.109) **関連知識を CHECK!**、上から2行目

・判例は、「警職法2条1項の職務質問に附随して行う所持品検査は、任意手段 ⇒ 2022-10-1

(p.109) **関連知識を CHECK!**、上から11行目

・判例は、「自動車の運転者は、公道において自動車を利用することを許されて ⇒ 2022-10-2

(p.110) **関連知識を CHECK!**、上から9行目

行政調査の必要性があっても、行政調査権限が付与された目的と異なる目的に ⇒ 2022-10-4

(p.111) 「3 手続的規制」、本文、上から1行目

行政調査手続については、一般的に規律する法律は存在しない(※ 行政 ⇒ 2022-10-3

(p.112) 「1. 行政契約」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○			○	○		○	○		○

(p.113) 「(1) 準備行政における契約」、本文、上から6行目
(会計法29条の3、地方自治法234条など)。⇒ 2022-9-イ

(p.114) **関連知識をCHECK!** (1つ目)(表)

II **地方公共団体が随意契約の制限に関する法令に違反して締結した契約** ⇒ 2022-9-オ

(p.114) **関連知識をCHECK!** (2つ目)、上から1行目

市町村と産業廃棄物処理業者の間で締結した公害防止協定のうち、最終処分場 ⇒ 2022-9-エ

(p.115) **MEMO**、上から5行目

「正当の理由」がなければ、これを拒んではならない(同法15条1項)。判例は、(1)水需給 ⇒ 2022-9-ウ

(p.129) 「3. 申請に対する処分に関する手続」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(p.131) 「(2) 標準処理期間」、本文、上から3行目

標準処理期間を定めることが努力義務とされるのは、処分にはさまざまな ⇒ 2022-11-1

(p.133) 「(1) 申請に対する審査・応答」、本文、下から4行目

行政庁は、(i)申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査 ⇒ 2022-11-2

(p.135) 本文、上から1行目～2行目

申請により求められた許認可等を拒否する処分をする際には、当該処分 ⇒ 2022-11-3
と同時に理由を提示することが原則として要求される(8条1項本文)。 ⇒ 2022-42-ウ

(p.136) 「(3) 情報の提供」、本文、上から1行目

行政庁は、申請者の求めに応じ、審査の進行状況および申請に対する処分の ⇒ 2022-11-4

(p.137) 「(4) 申請者以外の者の意見を聴く機会の設定」、本文、上から1行目

申請に対する処分、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令 ⇒ 2022-11-5

(p. 139) 「4. 不利益処分に関する手続」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(p. 139) 「1 基本構造」、本文、上から3行目

本文)。もつとも、申請に対する拒否処分などは、不利益処分から除かれる ⇒ 2022-12-1

(p. 145) 「3 意見陳述手続の振り分け」、本文、下から6行目

が与えられるものであるのに対し、弁明の機会の付与は、原則として書面で ⇒ 2022-12-3

(p. 150) **MEMO**、上から1行目

聴聞の主宰者の公正性を担保するため、主宰者の除斥事由 (① 当該聴聞 ⇒ 2022-12-5

(p. 155) 「(10) 審査請求の制限」、本文、上から1行目

聴聞の際に行われる処分 (「この節の規定に基づく処分」) またはその ⇒ 2022-12-4

(p. 156) 「(1) 弁明の機会の付与の方式」、本文、上から1行目

弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、原則として弁明を ⇒ 2022-12-3

(p. 170) 「7. 届出に関する手続」

▼出題の状況

(※「22」の欄に ○ を付けてください。)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	○		○				○		○

(p. 170) 「1 届出の意義」、本文、上から1行目

行政手続法にいう「届出」は、法令に基づき国民が行政庁に対し一定の事項 ⇒ 2022-13-1

(p. 170) **MEMO**、上から2行目

「自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知を ⇒ 2022-13-3

(p. 171) 「2 届出をすべき手続上の義務の履行」、本文、上から1行目

届出書の記載事項に不備がなく、届出書に必要な書類が添付されているなど ⇒ 2022-13-4・5

行政法Ⅱ (救済法・地方自治法)、**商法・会社法**、**一般知識**は、テキスト本体に**2022年度本試験**の「**出題の状況**」も掲載する予定です。

以上の内容をご確認いただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部